

## 秋田市まちづくりワークショップの実施について

### 1 実施目的

- ・第7次秋田市総合都市計画の策定にあたり、各地域の市民と都市計画に関する基本的な知識や本市が目指す将来都市像の方向性を共有し、地域の現状・課題、住民の意向等を踏まえた今後のまちづくりについて検討する。
- ・ワークショップでとりまとめた検討内容は、主に次期総合都市計画における「地域別構想」や「実現化方策」等に反映する。
- ・参加者が、ワークショップでの議論を通じて、市民・地域が担う役割や、取り組むべき課題等を認識することにより、まちづくり活動への関心・意識の高揚を図る。

### 2 会議形式

#### (1) 合同会議

- ・市役所本庁舎（中央市民サービスセンター）を会場に、全参加者を対象として地域別ワークショップの実施前に開催する。
- ・都市計画に関する基礎的知識や各地域における都市の課題等を共有する。

#### (2) 地域別ワークショップ

- ・各市民サービスセンターを会場に、ワークショップ形式により実施する。
- ・各地域で3回程度実施し、今後のまちづくりの方向性とともにより地域に必要な取組・施策をとりまとめる。

### 3 開催期間

- ・合同会議 令和2年5月中旬
  - ・地域別WS 令和2年6月上旬から8月中旬まで、7地域×3回
- ※各回とも平日、2時間程度（午後6時30分から午後8時30分まで）

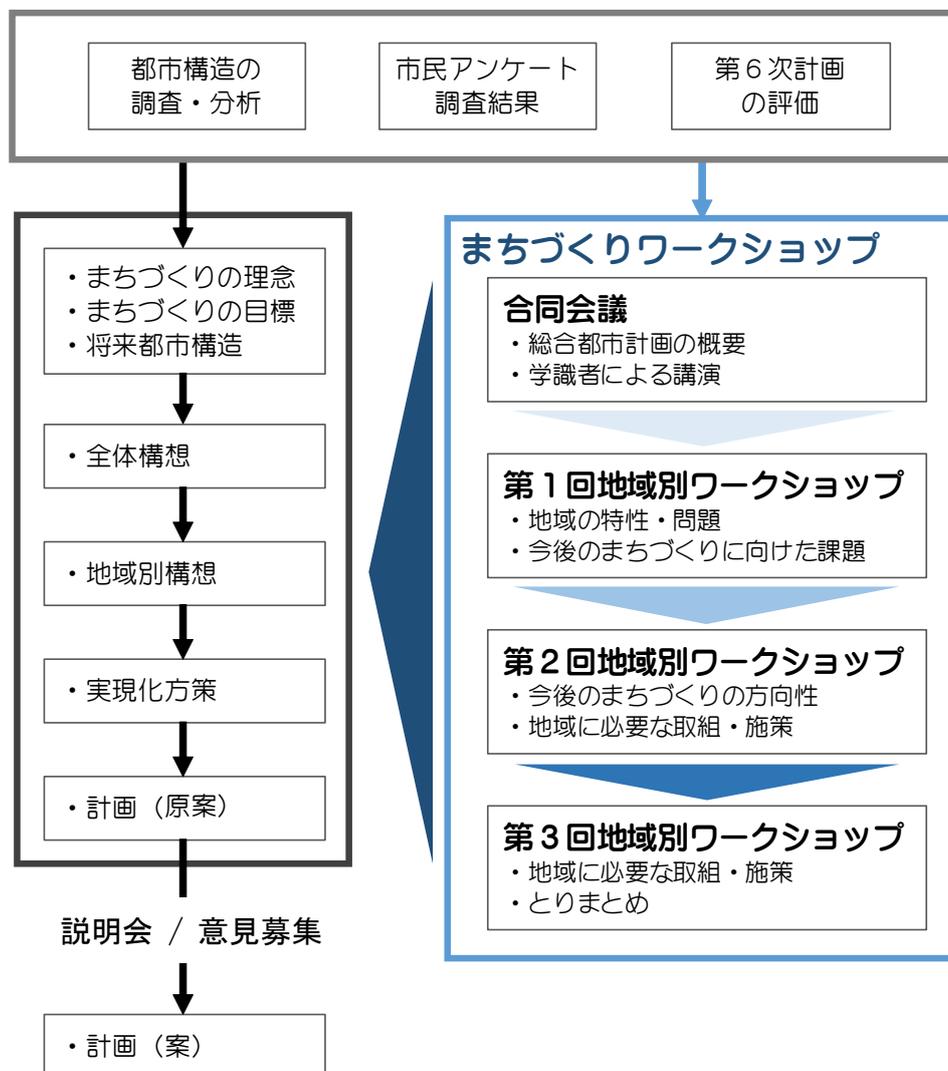
### 4 対象者

各地域ごとに、本市に在住、在勤又は在学する18歳以上の市民で、次のいずれかに該当する者で構成する。

- ・公募による参加者
- ・地域づくり組織の代表者等
- ・高専・大学などの学生

## 5 主な検討内容

- ・ 合同会議            総合都市計画の概要、持続可能なまちづくりの必要性
- ・ 第1回地域別WS    地域の特性・問題、今後のまちづくりに向けた課題
- ・ 第2回地域別WS    今後のまちづくりの方向性、地域に必要な取組・施策
- ・ 第3回地域別WS    地域に必要な取組・施策、とりまとめ



# まちづくりワークショップ の参加者を募集します！！

秋田市では、令和3年3月を目途に、新たなまちづくり（都市計画）の指針となる『第7次秋田市総合都市計画』等を策定します。

計画では、将来を展望した都市の姿とともに、まちづくりの方針などを定めることにしており、策定過程においては、多くの市民の皆様から参加いただきたいと考えています。

このたび、その一環として、地域のまちづくりの方針などを検討するため、市内7地域で住民ワークショップを開催することにしました。

ワークショップは、問題を解決するために、意見を出し合い、アイデアなどをまとめていく手法です。

どなたでも参加できますので、ワークショップに参加して地域のまちづくりについて、一緒に考えてみませんか。

2020年5月～8月（全4回、平日18:30～20:30） 予定

## 合同会議

計画概要、学識者による講演

令和2年5月

/ 市役所

## 第1回 地域別ワークショップ

地域の特性・課題 等

令和2年6月

/ 各地域の市民サービスセンター

## 第2回 地域別ワークショップ

今後のまちづくりの方向性 等

令和2年7月

/ 各地域の市民サービスセンター

## 第3回 地域別ワークショップ

地域に必要な取組・課題 等

令和2年8月

/ 各地域の市民サービスセンター

※ 参加申込方法や地域の区分等は裏面をごらんください。

【お問合せ】 秋田市都市計画課 計画担当（018-888-5764）

# 参加申込

- 対象者** 秋田市に在住・在勤・在学されている学生、社会人、一般の方  
(※ 18歳以上、各地域5名程度)
- 申込方法** 申込用紙に「①住所」・「②氏名」・「③年齢」・「④電話番号」・  
「⑤参加を希望する地域」を記載のうえ、郵送、持参、FAX、  
Eメールのいずれかの方法で提出してください。
- 提出先** 秋田市都市整備部都市計画課  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(市役所4階)  
電話：018-888-5764、FAX：018-888-5763  
Eメール：ro-urim@city.akita.akita.jp
- 締切日** 令和2年3月27日(金)
- 内容** 地域の各種データ(人口・世帯・土地利用状況等)や将来見通し  
を確認いただき、地域の魅力や課題、今後のまちづくり等につ  
いて話し合います。

## 第7次秋田市総合都市計画(都市計画マスタープラン)

秋田市総合都市計画は、おおむね20年後を展望した「目指すべき都市の姿」を描き、その実現に向け、土地の使い方や、道路・公園等の都市施設の整備方針を定めた『まちづくりの方針』です。  
計画では、主に次の事項を定めることとしております。

### 【計画で定める事項】

まちづくりの理念、まちづくりの目標、将来都市構造、  
全体構想、地域別構想、実現化方策、計画の評価・管理

## 地域の区分

### 【北部地域】

寺内、外旭川、土崎港中央、  
土崎港東、土崎港西、土崎港南、  
土崎港北、前記以外の土崎港、  
将軍野東、将軍野南、前記以外  
の将軍野、港北、飯島、金足、  
下新城、上新城

### 【中央地域】

大町、旭北、旭南、川元、川尻、  
山王、高陽、保戸野、  
泉(JR線西側)、千秋、中通、  
南通、榎山、茨島、八橋

### 【西部地域】

新屋、勝平、浜田、  
豊岩、下浜、向浜

### 【東部地域】

東通、手形、手形(字)、手形山、  
泉(JR線東側)、旭川、新藤田、  
濁川、添川、山内、仁別、広面、  
柳田、横森、桜、桜ガ丘、桜台、  
大平台、下北手、太平

### 【河辺地域】

河辺

### 【南部地域】

牛島東、牛島西、牛島南、卸町、  
大住、仁井田、御野場、御所野、  
四ツ小屋、上北手、山手台

### 【雄和地域】

雄和

